

1 要領改定の理由

(1) 内壁仕上塗材の点検結果等を踏まえた取扱いの規定

- 内壁仕上塗材は、令和2年実施の点検により、全ての点検実施施設において、アスベストの周辺環境への飛散がないことを確認できたことから、要領に基づく点検の対象外とするため。
- 大気汚染防止法等の改正により、仕上塗材は施工時の工法問わず除去等作業時の届出対象外(いわゆるレベル3建材)とされたことに伴い、取扱いを整理するため。

(2) アスベスト管理台帳システムの導入

- アスベスト管理台帳の更新作業等の効率化を目的として構築した「アスベスト管理台帳システム」の導入に伴い、台帳の管理方法を整理するため。

(3) その他

- 用語の明確化、文言の整理を行うため。

2 要領改定の概要

(1) 内壁仕上塗材の点検結果等を踏まえた取扱いの規定

旧(現行)	新(改定案)
<p>2 定義</p> <p>(1) 石綿及びアスベストについて (省略)</p> <p>(2) 点検対象となる石綿含有建材 (省略)</p> <p>ウ※を除く石綿スレートやビニールタイル等のアスベスト成形板等(レベル3)及び石綿含有仕上塗材のうち外壁仕上塗材については要領の対象外とする(内壁仕上塗材については、令和2年度に取扱いを決定する予定であり、それまでの間は要領の対象外とする。)</p>	<p>2 定義</p> <p>(1) 石綿及びアスベストについて (省略)</p> <p>(2) 点検対象となる石綿含有建材 (省略)</p> <p>ウ※を除く石綿スレートやビニールタイル等のアスベスト成形板等及び石綿含有仕上塗材(レベル3建材)については要領の対象外とする。</p>

※ ウ:煙突用石綿含有ライナー材

(2) アスベスト管理台帳システムの導入

- 従来のExcelデータによる管理に代わり、本システムによる台帳の管理方法について記載する。
※ 対策要領とは別に「アスベスト管理台帳システム 操作マニュアル」を整備する。

(3) その他

- 囲い込み材や躯体に開口部や隙間がある場合は、未措置(露出)として取り扱うことを明記する。
- その他軽微な文言修正を行う。